平成２３年（フ）第１２３７号
福岡市博多区博多駅南２―10―６―705
債務者　三浦　房子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２７８号
福岡市城南区鳥飼６丁目15番31号
債務者　水戸　勝美
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２７９号
福岡市城南区鳥飼６丁目15番31号
債務者　水戸　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３５２号
福岡市南区大池２丁目２番８号
債務者　内島真由美
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３５８号
福岡市南区五十川１丁目６番７号
債務者　中嶋　清児
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３７４号
福岡市東区箱崎７丁目20番１―705号
債務者　原　　勝利
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３７５号
福岡市東区三苫２丁目４番30―103号
債務者　星野　利恵（旧姓原）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３７６号
福岡市南区玉川町15番４―505号
債務者　安藤　智美
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３８５号
福岡県筑紫野市塔原東５丁目６番12号
債務者　竹田　洋樹
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３８８号
福岡市中央区荒戸３丁目５番60号
債務者　中村　重和
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３８９号
福岡県糸島市篠原西３丁目９番７―302号
債務者　大塚　清香（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４０８号
福岡県糟屋郡志免町別府西２丁目２番７号
債務者　奥村　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４１３号
福岡市早良区大字脇山1697番地９
債務者　多田　晶子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４３９号
福岡県春日市天神山２丁目142番地金正ビル202号
債務者　高瀬　祥子（旧姓押川・原田）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４４９号
福岡県糟屋郡志免町別府東２丁目５番３号穴田アパート101号
債務者　桝崎　　啓
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４６０号
福岡市南区野間３丁目16番17―101号
債務者　木山　優子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４６５号
福岡市中央区西公園１番１号
債務者　長瀬　　努
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４７３号
福岡市東区多の津５丁目32番20―404号
債務者　佐野　幸子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部